

2020年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社 重松製作所
代表者名 取締役社長 重松 宣雄
(コード：7980、JASDAQ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 石井 孝司
(TEL. 03-6903-7535)

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、定款第31条及び定款第42条の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び社外監査役の氏名

社外取締役 佐山 利夫
社外監査役 島崎 規子
社外監査役 木谷 光宏
社外監査役 川井 良介

2. 責任限定契約の締結日

2020年 6月26日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

(1) 第31条第2項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（当会社又はその子会社の業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。

(2) 第42条第2項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。

4. 開示理由

2020年 6月26日開催の第74期定時株主総会において選任された社外取締役及び社外監査役との間で、責任限定契約の内容等に合意が得られ、契約を締結いたしましたので、お知らせするものです。

以 上